

「養護概説」における「保健室経営」の検討  
—養護実践力の育成を目指す養護教諭養成カリキュラムの視点から—

今 野 洋 子

# 「養護概説」における「保健室経営」の検討 —養護実践力の育成を目指す養護教諭養成カリキュラムの視点から—

今野 洋子\*

## 抄 録

本研究は、養護実践力の育成を念頭におき、特に養護教諭の実践の要である「保健室経営」に関わる実践力を育成していくのか検討することを目的とした。

養護教諭一種免許状の課程認定を受けている大学のうち、教育免許法上の専門科目「養護概説」のシラバスを入手できた45大学を対象に、「養護概説」における保健室経営の位置づけや教育内容等を分析した。

1. 「養護概説」で「保健室経営」について扱っていたのは、72大学中18大学（25.0%）であった。また、「保健室の機能」について扱っていたのは72大学中24大学（33.3%）であった。「保健室経営」「保健室の機能」とともに扱っていたのは、72大学中12大学（16.7%）であった。

養護教諭の実践の基盤となる「保健室の機能」や、養護教諭が示す「保健室経営」について、必ずしも「養護概説」で取り上げているわけではなかった。

2. 学校保健安全法において保健室で行うとされる「健康診断」「救急処置」「保健指導」「健康相談」については、72大学中52大学（72.2%）でいずれかを取り上げていた。最も多かったのは「救急処置（活動）」であり、保健室の機能に含まれる各論的なことがらについては、「養護概説」の中で取り上げられることが多かった。

また、「保健室の機能」と「保健室経営」について教える順序は、大きく2分され、保健室経営を教えてから「保健室の機能」について学ぶパターンと、逆のパターンが見られた。

3. 保健室の機能や保健室経営、「健康診断」等、養護教諭の実践や専門性に直接的に関わるようなものでないが、養護概説で取り扱われているものも見られた。

以上から、保健室経営について、必ずしも「養護概説」で学ばせていないことが明らかとなった。

しかし、学校における養護教諭の実践の要である保健室経営について、具体的に学ばせる授業構想や工夫が必要である。

---

\*教育文化学部教育学科、元人間福祉学部福祉心理学科

キーワード：養護実践力、保健室経営、養護概説

## I はじめに

近年、学校における教育課題は多様化・複雑化しており、教員に対して「いつの時代にも求められる資質能力」とともに「変化の激しい時代にあって、子どもたちに〔生きる力〕を育む観点から求められる資質能力」が求められている。しかし、このような資質を基盤とした実践的指導力の育成が必ずしも十分でないとの指摘<sup>1)</sup>がなされ、教職大学院設置・教員免許更新制や教職実践演習の導入など実践的指導力の育成を目指す施策が打ち出されてきた<sup>2)</sup>。

養護教諭は、「学校におけるすべての教育活動を通して、ヘルスプロモーションの理念に基づく健康教育と健康管理によって子どもの発育・発達の支援を行う特別な免許を持つ教育職員である」。<sup>3)</sup> 養護教諭にとっても実践力は重要である<sup>4)</sup>。しかし、養護教諭の実践的指導力の育成に着目した、養護教諭養成における具体的な授業内容や授業方法について言及したものは少ない。

また、保健室経営は「各種法令、当該学校の教育目標等を踏まえ、児童生徒の健康の保持増進を図ることを目的に、養護教諭の専門性と保健室の機能を最大限活かしつつ<sup>5)</sup>、教育活動の一環として保健室経営計画のもと、組織的に運営・推進することである。保健室経営計画は、養護教諭が立案し、職員会議に提案し、学年経営案や学級経営案に反映させるものであり、保健室経営は、養護教諭の実践力の要といえよう。

そこで、本研究では、養護教諭の実践力の要である「保健室経営」に着目し、教育職員免許法上の養護専門科目である「養護概説」

において、どのような位置づけでどのように教えられているかを明らかにし、検討することを目的とする。

## II 対象及び方法

2014年4月1日現在で養護教諭1種免許状の課程認定を受けている大学のうち無作為抽出した80大学を対象とし、2014年5月～6月、各大学の教務課あてに、教育課程上「養護概説」相当科目のシラバスの送付を依頼した。なお、養護概説相当科目が複数ある場合、もっとも早い時期に開講されるものに限定することとした。

その結果、72大学より72部のシラバスを入手することができ、72部全てを分析の対象とした。

## III 倫理的配慮

シラバスの送付を依頼する際に、研究概要と使用目的についての説明文書と誓約書を同封した。得られた資料については、研究室内の鍵のかかる引き出しに保管し、研究終了後のデータは全て破棄した。

なお、論文中でシラバスを提示する際には、研究に支障ない範囲で、大学名が特定されないよう、加工して表すこととした。

## III 結 果

### 1. 「養護概説」科目の位置づけと「保健室経営」、保健室の機能との関連

「養護概説」は、3年までに開講している大学は26大学(36.1%)、4年次に開講している大学は46大学(63.9%)であった。

講義形式が70大学(97.2%)であったのに対し、演習形式が2大学(2.8%)であった。

「養護概説」で「保健室経営」について扱っていたのは、72大学中18大学（25.0%）であった。

「保健室経営」について、必ずしも「養護概説」で取り上げているわけではなかった。

「保健室の機能」について扱っていたのは72大学中24大学（33.3%）であった。

「保健室経営」「保健室の機能」ともに扱っていたのは、72大学中12大学（16.7%）であった。

学校保健安全法において保健室で行うとされる「健康診断」「救急処置」「保健指導」「健康相談」については、72大学中52大学（72.2%）でいずれかを取り上げていた。最も多かったのは「救急処置（活動）」で、72大学中50大学（69.4%）が取り上げていた。

「保健室経営」について取り扱わない大学でも、保健室の機能に含まれる各論的なことならについては、「養護概説」の中で取り上げていることが多いことが明らかにされた。

「救急看護」「人体のしくみ」「地域看護」等、「養護概説」で取り扱うものとは異なるものを扱っている大学も少なくなかった。

## 2. 「養護概説」科目における「保健室経営」の取り上げ方

「養護概説」における「保健室経営」の取り上げ方についてみた結果、2つのパターンに類型化された。

1つは、「保健室経営→保健室の機能」という保健室経営を教えるから、保健室の機能について教えるパターンであり、6大学で見られた。もう1つは、逆に、「保健室の機能→保健室経営」というように、保健室の機能について教え、その後保健室経営について教

えるというものであり、9大学あった。

さらに細かくみると、保健室について教える前に、養護の概念および専門性について教える大学は12大学中10大学に見られた。つまり、「養護の概念・専門性→保健室経営→保健室の機能」の大学が6大学、「養護の概念・専門性→保健室の機能→保健室経営」という過程で教える大学が4大学であった。養護の概念・専門性について教えない2大学は、いずれも「オリエンテーション→保健室の機能→保健室経営」という順序であった。

この他、保健室に関する項目が見られなかったシラバスでは、「養護の概念」を中心としたものが見られ、養護教諭の執務に関することは取り上げられなかった。

## Ⅳ 考 察

### 1. 「養護概説」科目の捉え方

平成10年に一部改正された現行の教育職員免許法は、教育職員である養護教諭が教諭の養成カリキュラムの改善方向と同様に、専門性を確保しながら改善されたものである。

その中で、個別科目等の改善として、それまでの「学校保健」に包含されていた養護教諭の職務に関する内容を独立させ、「養護概説」が新設されたものである。

このとき、同様に新設された科目に「健康相談活動の理論および方法」がある。健康相談活動の定義が明確であるとともに、養護教諭のカウンセリング能力の向上という目的も明確である。そのため、養護教諭養成大学における健康相談活動のシラバスでは、それほど大学間による変化は見られない。

一方、「養護概説」においては、あまりにも多種多様な内容となっていた。

本来、養護教諭の職務に関する内容を独立させたものであり、教育職員である養護教諭の実践力育成という観点から、改めて捉えなおす必要があることが考えられた。

また、養護学という学問への発展ということも踏まえ、養護概説で扱うべき内容および方法を吟味し明らかにしていく必要性が捉えられた。

## 2. 「保健室経営」を学ぶ意義

「保健室経営」は教育職員である養護教諭が、教育的背景を理解し、その学校の実態を踏まえ、課題解決につながるよう、健康の保持増進となるよう、養護教諭の専門性と保健室の機能を最大限活かして、教育活動として計画的・組織的に運営するものである。

養護教諭として、保健室経営を立案・提示する能力は必須のことである。そのために、養成の場で理論と実践の両面について学ぶ必要があることが考えられた。

経営的視点から保健室経営を考え実践するためには、養護実践として運営する能力が必要であり、そのための基礎を養成教育の中で学ぶ必要がある。

当然であるが、保健室経営は、保健室の備品の管理や配置の工夫にとどまらず、教育活動としての目的意識を持って、発展的な経営ができる能力が求められる。

## IV. ま と め

「養護概説」科目において、いかに養護実践力育成という観点から、保健室経営についていかに教えているのか検討することを目的とし、収集したシラバスの資料分析から以下の諸点をとらえることができた。

1. 「養護概説」科目において、「保健室経営」

は必ずしも取り上げられる内容とは言えなかった。「保健室の機能」について教える大学も3割程度と少なく、「保健室経営」および「保健室の機能」について取り上げている大学は、16.7%と極めて少なかった。

2. 順序性によって、「保健室経営→保健室の機能」「保健室の機能→保健室経営」の2つパターンにわけられた。さらに、養護の概念・専門性が教えられる場合は、「養護の概念・専門性→保健室経営→保健室の機能」と概念的なことから具体的な方向性へすすむことが考えられた。

以上から、養護教諭の実践の要である保健室経営については、「養護概説」科目でとりあげることが少ないことが明らかとなった。

しかし、養護概説は、歴史的背景から考えても、養護教諭の実践力育成を担う科目であり、改めて、科目の意義の捉えなおしや、科目で扱うべき内容・方法の工夫が必要である。

## 謝 辞

本研究にご協力いただき、貴重な資料収集にご協力いただきました、養護教諭養成関係者のみなさまに、心よりお礼申し上げます。

## 文 献

- 1) 文部科学省：今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）、4. 教員養成・免許制度の現状と課題、2006
- 2) 戸渡速志：今後の教員養成・免許制度の在り方について、日本養護教諭教育学会誌、9 (1)、2-5、2006
- 3) 日本養護教諭教育学会理事会：日本養護教諭教育学会の英語表記に関する検討の経緯について、日本養護教諭教育学会誌、7

- (1)、95-102、2004
- 4) 大谷尚子：専門職業人養成におけるコア・カリキュラムー日本教育大学協会全国養護部門
- 5) 日本養護教諭教育学会：養護教諭の専門領域に関する用語の解説集<第二版>，20，2012

